

三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領

第 1 通則

三重県海外 MICE 誘致促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金等交付要綱（三重県告示第 250 号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 目的

この補助金は、県内で開催される国際会議の主催者に対し、参加者の国内移動費相当分を主催者に支援し、より良いプログラム（エクスカージョン等）の実施や参加者の負担金軽減に寄与するとともに、感染症対策の徹底を支援することで、国際会議の誘致促進を図ることを目的とする。

第 3 補助対象者

補助の対象となる者は、次項に規定する国際会議を主催しようとする者（以下「申請者」という。）とする。

第 4 補助対象及び補助金の額及び補助上限額

補助金の交付対象とする国際会議は別表 1 のとおりとし、それぞれの会議に掲げる全ての条件を満たすものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額及び補助上限額は別表 1 のとおりとする。

第 5 交付申請

補助金の交付を受けようとする申請者は、交付申請書（様式第 1 号）に添付書類を添えてあらかじめ知事に提出しなければならない。

第 6 交付決定

知事は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請内容が別表 1 の交付要件の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

3 知事は前項の規定による交付の決定をするにあたって、次の条件を付するものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排

- 除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び県に報告すること。

第7 申請の取り下げ

交付決定通知を受けた申請者で、補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

第8 変更申請

申請者は、当該補助金の交付決定後、補助金申請額の20パーセント以上の変更が生じたときは、変更交付申請書(様式第3号)に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、変更内容が別表1の交付要件の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第9 中止・廃止申請

申請者は、当該補助金の交付決定後、別表1の交付要件のいずれかを満たさなくなるとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、中止又は廃止内容に合理的な理由があると認められる場合は、これを承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第10 実績報告

申請者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

第 1 1 補助金の額の確定

知事は、補助事業の完了に係る実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第 1 2 補助金の支払

知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 申請者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

第 1 3 交付決定の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 申請者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

第 1 4 補助事業の経理

申請者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

附則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 19 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (第4関係)

交付要件	補助金額	補助上限額
<p>(1) 県内で会議が開催されるものであること。</p> <p>(2) 主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること。</p> <p>(3) 県内で開催される会議の参加者が50名以上であること（併用するオンライン会議への参加者を除く）。なお、外国人参加者には、会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。</p> <p>(4) 併用するオンライン会議への参加者も含め、参加国が日本を含む3カ国以上であること。</p> <p>(5) 開催期間が1日以上であること。</p> <p>(6) JCCBの「新型コロナウイルス（COVID-19）対応ガイドライン」（※）をはじめ、各業種別のガイドラインに基づき、感染症対策を実施していること。</p> <p>(7) 特定企業の利益目的を有しないこと。</p> <p>(8) 政治又は宗教目的を有しないこと。</p> <p>(9) 国又は三重県が主催（共催含む）するものでないこと。</p> <p>(10) 三重県から他の補助・助成を受けていないこと。</p> <p>(11) 開催日の属する年度の前2年度間において本補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>※一般社団法人 日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー「コンベンション推進機構及びMICE関連事業者等における新型コロナウイルス（COVID-19）対応ガイドライン」</p>	<p>国外参加者 1人当たり 10,000円 ただし、国外参加者には在外日本人を含む。</p> <p>国内参加者 1人当たり 3,000円 ただし、国内参加者には在日外国人を含む。</p> <p>以上の算定については、現地参加者のみを対象とし、オンライン参加者は含まない。</p> <p>感染症対策費用 100,000円 (一律)</p>	<p>1,000,000円</p> <p>または、開催に要する経費の1/2（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い額</p>